

第1789号  
令和4年5月1日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

### ◎裁判例

(民事)

- 権利能力のない社団であるXが提起した建物の共有持分権確認請求訴訟において控訴審がXの請求につき共有持分権の構成員全員への総的帰属の確認を求める趣旨か否かについて釈明権を行使することなく棄却したことによる違法があるとされた事例

(令和3年(受)第919号・令和4年4月12日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

(刑事)

- 農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき第三者の名義を用いて農地法所定の許可が取得され、当該第三者に所有権移転登記が経由された場合において、当該第三者が当該土地を不法に領得したときの横領罪の成否

(令和2年(あ)第131号・令和4年4月18日 第二小法廷判決 破棄差戻し)

### ◎資料

- 裁判統計速報について

### ◎記事

- 叙位・叙勲(2月分、死亡者のみ)
- 人事異動(4月2日~4月18日)

### ◎法律等

- 刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について



## 裁判例

### 民事

◎ 権利能力のない社団であるXが提起した建物の共有持分権確認請求訴訟において控訴審がXの請求につき共有持分権の構成員全員への総目的帰属の確認を求める趣旨か否かについて釈明権行使することなく棄却したこと違法があるとされた事例

件名 共有持分権確認請求事件

最高裁判所令和3年(受)第919号

令和4年4月12日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 春日町内会

被上告人 小菅ヶ谷睦会町内会

原審 東京高等裁判所

#### 主文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

#### 理由

上告代理人田渕大輔の上告受理申立て理由について

1 記録によれば、本件の経過等は次のとおりである。

(1) 上告人は、被上告人に対し、第1審判決別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）について上告人が共有持分権を有することの確認を求める旨を訴状に記載して、本件訴えを提起した。上告人は権利能力のない社団であり、上記訴状にもそのことが記載されていた。

(2) 第1審において、上告人は、本件建物の建築時に上告人及び被上告人を含む3町内会の間で本件建物をその3町内会の共有とする旨の合意（以下「本件合意」という。）がされた旨主張した。これに対し、被上告人は、本件合意がされた事実はないから、上告人は本件建物の共有持分権を有しない旨主張した。

第1審は、本件合意の存否が本件の争点であり、本件合意があったと認められるとして、本件請求を認容する判決をし、被上告人が控訴した。

(3) 原審においても、上告人及び被上告人は、専ら本件合意の存否に関する主張をした。

(4) 第1審及び原審において、上告人が本件建物の共有持分権の主体となり得るか否かという点について主張がされることなく、この点が問題とされること

もなかった。

2 原審は、本件請求は本件建物の共有持分権が上告人自身に帰属することの確認を求めるものであるところ、権利能力のない社団である上告人が所有権等の主体となることはできないとして、本件請求を棄却した。

3 しかしながら、本件の第1審及び原審において、当事者双方は、専ら本件合意の存否に関して主張をし、これを立証の対象としてきたものであって、上告人が所有権等の主体となり得るか否かが問題とされることはなかった。権利能力のない社団がその名において取得した資産は、その構成員全員に総目的に帰属するものであるところ（最高裁昭和35年（オ）第1029号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照）、当事者双方とも上記判例と異なる見解に立っていたものとはうかがわらない。

そうすると、本件請求については、本件建物の共有持分権が上告人の構成員全員に総目的に帰属することの確認を求める趣旨に出ると解する余地が十分にあり、原審は、上記共有持分権が上告人自身に帰属することの確認を求めるものであるとしてこれを直ちに棄却するのではなく、上告人に対し、本件請求が上記趣旨に出るものであるか否かについて釈明権行使する必要があったといわなければならない。

したがって、原審が、上記のような措置をとることなく、本件請求は上記確認を求めるものであるとしてこれを棄却したことには、釈明権の行使を怠った違法がある。この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

4 以上によれば、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そこで、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 宇賀克也 裁判官 戸倉三郎 裁判官 長嶺安政 裁判官 渡邊惠理子）

## 刑事

◎ 農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき第三者の名義を用いて農地法所定の許可が取得され、当該第三者に所有権移転登記が経由された場合において、当該第三者が当該土地を不法に領得したときの横領罪の成否

件名 横領被告事件

最高裁判所令和2年(あ)第131号  
令和4年4月18日 第二小法廷判決 破棄差戻し

被告人 山田幸男

原審 東京高等裁判所

## 主文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

## 理由

検察官の上告趣意のうち、判例違反をいう点について

## 1 本件の訴因変更後の公訴事実の要旨

被告人は、平成27年9月頃、Aが取締役を務める有限会社B（以下「B」という。）がC所有の茨城県（以下省略）の土地（以下「本件土地」という。）を購入するに当たり、本件土地の農地転用許可を得るために本件土地の登記簿上の名義人を一旦被告人とし、農地転用等の手続及び資材置場として使用するための造成工事終了後にBに本件土地の所有権移転登記手続をする旨Aの兄であるDと約束し、同年10月25日、被告人が代表理事を務めるE組合に前記Cが本件土地を売却する旨の合意書を作成し、その際、Dに土地代金500万円を支払わせ、同年12月18日から同組合を登記簿上の名義人として本件土地をBのために預かり保管中、D及びBに無断で本件土地を売却しようと企て、平成28年7月14日、株式会社Fに、本件土地を代金800万円で売却譲渡した上、同日、本件土地について同社への所有権移転登記手続を完了させ、もって横領した。

## 2 第1審及び原審の審理経過及び判決

(1) 第1審で、被告人は、要するに、本件土地は自己の出捐で取得したものであるから、刑法252条1項の「他人の物」には当たらないと主張して、同項の横領罪の成立を争ったが、第1審判決は、本件土地の買主はBであるとして被告人の主張を排斥し、訴因変更後の公訴事実どおりの犯罪事実を認定して被告人を懲役1年6月に処した。

(2) 被告人が、第1審判決に対して控訴し、事実誤認を主張したところ、原判決は、職権で、農地を転用する目的で所有権を移転するためには、農地法所定の許可が必要である以上、この許可を受けていないBに本件土地の所有権が移転することはないから、本件土地に関してBを被害者とする横領罪は成立し得ず、第1審判決には、横領罪の解釈、適用を誤った点について判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあるので、被告人の控訴趣意を検討するまでもなく破棄を免れないと判断を示し、第1審判決を破棄して被告人を無罪とした。

## 3 当審における検察官の所論について

所論は、原判決の判断が、高松高等裁判所昭和58年(う)第182号同年11月22日判決・刑事裁判月報15巻11・12号1180頁（以下「高松高裁判決」という。）と相反すると主張する。

高松高裁判決は、農地を譲り受ける契約をした者が、第三者に委託し、当該第三者名義で農地法所定の許可を受け、当該第三者に所有権移転登記を経由していたところ、当該第三者の相続人が無断で同農地に抵当権を設定したという事案について、同相続人に横領罪の成立を認めている。原判決は、このような事案においても横領罪が成立し得ないとするものであるから、刑訴法405条3号にいう、最高裁判所の判例がない場合に、控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたものと認められる。

なお、所論は、原判決の判断が最高裁判所の判例と相反するとも主張するが、所論が引用する最高裁判所の各判例は、いずれも、本件と事案を異にするものであって、この点は刑訴法405条の上告理由に当たらない。

## 4 当裁判所の判断

(1) 農地の所有者たる譲渡人と譲受人との間で農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき、第三者の名義を用いて農地法所定の許可が取得され、当該第三者に所有権移転登記が経由されたという場面では、原則として、農地法所定の許可を得ていない譲受人に対して農地の所有権は移転しないから、譲受人から当該第三者への占有（登記名義の保有）の委託は、所有者でない者からされたことになる。しかし、このような場面において、譲渡人は、譲受人に農地の所有権を移転する意思を有していることが明らかである上、当該第三者と共同して農地法所定の許可申請手続や登記の移転手続を行う立場にある。また、農地の売買契約自体は成立しており、譲受人は、譲渡人に対し、条件付きの権利を所有権移転請求権保全の仮登記により保全することもできる関係となる（最高裁昭和45年(オ)第344号同49年9月26日第一小法廷判決・

民集28巻6号1213頁参照）。このような、農地の譲渡人の意思や立場、譲受人との関係に照らせば、前記のような場面において、農地の所有者たる譲渡人は、譲受人が当該土地の占有（登記名義の保有）を第三者に委託することを許容し、その権限を付与しているものと認められる。このような場合、委託者が物の所有者でなくとも、刑法252条1項の横領罪が成立し得ると解するのが相当である。

(2) 一方、農地の売買に際し、第三者名義を用いて農地法所定の許可を得ることや、譲受人自身が許可を得ないで農地を転用、取得することは、農地法に違反する行為である。しかし、農地法の趣旨は、耕作者の地位の安定や農業生産の増大を図るという点にあり、これに違反することが直ちに公序良俗に反するとまではいえない上、農地法が適用されるのは農地であり、農地であるか否かはその土地の現況によって判断されるところ、農地の売買契約締結後に当該土地が非農地化した場合、農地法所定の許可なくして所有権移転の効力が生ずる可能性がある（最高裁昭和42年（オ）第429号同年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2171頁、最高裁昭和44年（オ）第498号同年10月31日第二小法廷判決・民集23巻10号1932頁、最高裁昭和48年（オ）第899号同52年2月17日第一小法廷判決・民集31巻1号29頁参照）。これらの事情に照らせば、委託関係の成立過程に農地法違反があるということのみから刑法252条1項の横領罪の成立を否定すべきものとは解されない。

(3) したがって、農地の所有者たる譲渡人と譲受人との間で農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき、第三者の名義を用いて農地法所定の許可が取得され、当該第三者に所有権移転登記が経由された場合において、当該第三者が当該土地を不法に領得したときは、当該第三者に刑法252条1項の横領罪が成立するものと解される。

そうすると、同様の事案において刑法252条1項の横領罪の成立を認めた高松高裁判決の結論は正当であり、変更の必要は認められない。

5 なお、被告人は、原審でも、要するに、自己の出捐で前記組合が本件土地の所有権を取得したとして、事実誤認を主張していたが、原判決はこの主張について判断をしていない。この主張が認められれば、前記4で判断したところにかかわらず横領罪の成立は否定されることになるから、本件ではこの主張について判断した上で、本件の具体的な事実関係の下での横領罪の成否を判断すべきである。

6 以上によれば、原判決は、最高裁判所の判例がない場合に、控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反

する判断をしたもので、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合であるとはいえない。論旨は理由がある。

よって、検察官のその余の上告趣意に判断を加えるまでもなく、刑訴法405条3号、410条1項本文により、原判決は破棄を免れず、同法413条本文に従い、更に審理を尽くさせるため本件を東京高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官田野尻猛 公判出席

（裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美）

## 資料

### ◎裁判統計速報について

例年、4月1日号に掲載していた「裁判統計速報」は、今年度から、「司法統計年報速報版」として裁判所ウェブサイトに掲載することとなりました。

裁判所ウェブサイト：<https://www.courts.go.jp/>

## 記事

### ◎叙位・叙勲（2月分、死亡者のみ）

従六位・瑞宝双光章

元熊本地方裁判所民事訟廷管理官 澤田一民  
(2月9日)

正五位

元日本弁護士連合会理事 金井和夫  
(2月12日)

正四位・瑞宝小綬章

元広島家庭裁判所判事 増田定義  
(2月14日)

正五位・瑞宝双光章

大阪地方裁判所主任書記官 五十嵐成和  
(2月15日)

従五位・旭日小綬章

元日本弁護士連合会常務理事 今井 光  
(2月22日)

### ◎人事異動

定年退官

瀬戸簡易裁判所判事 安間雅夫  
会津若松簡易裁判所判事 青山 一

依願退官

東京地方裁判所判事補 野口奈央  
(以上4月2日)

瀬戸簡易裁判所判事

名古屋簡易裁判所判事 上杉誌朗  
会津若松簡易裁判所判事 島影久治郎

福島富岡簡易裁判所判事兼相馬簡易裁判所判事

弘前簡易裁判所判事 山崎潤一  
(以上4月3日)

定年退官

大阪簡易裁判所判事 久保隆俊  
福岡簡易裁判所判事 岩下五夫  
(以上4月4日)

東京高等裁判所判事

司法研修所教官 加藤 聰  
名古屋高等裁判所判事 片山博仁

司法研修所教官 中武由紀  
大阪地方裁判所判事

司法研修所教官 石田佳世子  
東京地方裁判所判事 実本 滋

大阪地方裁判所判事 遠藤謙太郎

定年退官 白崎省吾  
吹田簡易裁判所判事 (以上4月5日)

吹田簡易裁判所判事 瀧川勝子  
大阪簡易裁判所判事

任期終了退官 千葉家庭・地方裁判所佐倉支部判事 金光秀明  
(以上4月6日)

東京高等裁判所判事 渡辺美紀子  
司法研修所教官

札幌地方裁判所判事 札幌高等裁判所事務局長 井戸俊一

札幌高等裁判所事務局長 司法研修所教官 林 欣寛

司法研修所教官 東京地方裁判所判事 田中昭行  
(以上4月8日)

定年退官 保土ヶ谷簡易裁判所判事 栗田昭彦  
(4月9日)

保土ヶ谷簡易裁判所判事 森 義之  
(4月10日)

定年退官 東京簡易裁判所判事 齋藤 章

依願退官 大阪家庭・地方裁判所堺支部判事補 杉濱美穂  
(以上4月15日)

定年退官 富山地方・家庭裁判所長 堀内照美  
(4月17日)

富山地方・家庭裁判所長 名古屋地方裁判所判事 吉田 彩

名古屋地方裁判所判事 東京高等裁判所判事 上村考由

松山地方・家庭裁判所判事補 大阪地方・家庭裁判所判事補 豊臣亮輔  
(以上4月18日)

法  
律  
等

『刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について』

標記の法律案が、令和四年三月八日、それぞれ第二〇八回国会に提出されました。

これらの法律案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等により一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる必要があること並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行う必要があることを理由として、それぞれ提出されたものです。

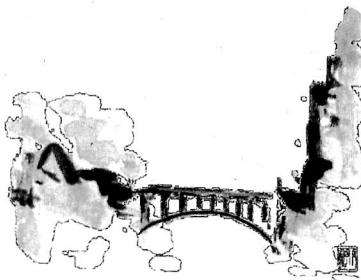
なお、これらの法律案では、施行日は、侮辱罪の法定刑引き上げに関する規定（公布の日から起算して二十日を経過した日から施行）等一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

◎刑法等の一部を改正する法律案要綱

要綱Ⅱ別添1のとおり

◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案要綱

要綱Ⅱ別添2のとおり



## 刑法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 刑法の一部改正

## 一 拘禁刑の創設

1 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とするものとすること。（第九条関係）

2 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とするものとすること。（第十二条第一項関係）

3 拘禁刑は、刑事施設に拘置するものとすること。（第十二条第二項関係）

4 拘禁刑に処せられた者は、改善再生を図るために、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとすること。（第十二条第三項関係）

5 拘禁刑は、刑事施設に拘置するものとすること。（第十二条第四項関係）

## 二 刑の執行猶予制度の拡充

1 再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことのできる要件の緩和

前に拘禁刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときは、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができるものとし、ただし、この1本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでないものとすること。（第二十五条第二項関係）

## 2 刑の全部の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行の仕組みの導入

(一) 第二十七条第一項の規定にかかるらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から(三)又は(四)の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この(一)及び(二)において「効力継続期間」という。）、同項前段の規定による減刑は、されないものとし、この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなすものとすること。（第二十七条第七項関係）

(二) (一)前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑は、第二十七条第七項前段の規定による減刑がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなすこと。（第二十七条第七項関係）

(三) (一)前段の規定によりこの(一)後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この(一)及び(二)において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとし、この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなすこととする。（第二十七条第二項関係）

(四) (一)前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑の言渡しは、(一)前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑の言渡しを取り消さなければならないものとすること。（第二十七条第三項関係）

(五) (一)前段の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならないものとすること。（第二十七条第四項関係）

2

## (1) 第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項 第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定

## (2) 人の資格に関する法令の規定

## (3) (一)前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、(一)後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとし、ただし、当該罪が(一)前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。（第二十七条第七項関係）

(四) (一)前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、(一)後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとすること。（第二十七条第七項関係）

(五) (一)又は(四)の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならないものとすること。（第二十七条第七項関係）

## 三 海賊の罪の法定刑の引上げ

海賊の罪の法定刑を「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘

渡しがないときは、(一)後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとし、ただし、当該罪が(一)前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情

その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。（第二十七条第四項

## 関係)

(四) (一)前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、(一)後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとすること。（第二十七条第五項関係）

(五) (一)又は(四)の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならないものとすること。（第二十七条第六項関係）

## 3 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行の仕組みの導入

(一) 第二十七条の七第一項の規定にかかるらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から(三)又は(四)の規定によりこの(一)後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この(一)及び(二)において「効力継続期間」という。）、同項前段の規定による減刑は、されないものとし、この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなすものとすること。（第二十七条第七項関係）

(二) (一)前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑は、第二十七条第七項前段の規定による減刑がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなすこと。（第二十七条第七項関係）

(三) (一)前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑は、第二十七条第七項前段の規定による減刑がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなすこと。（第二十七条第七項関係）

## 一 刑事訴訟法の一部改正

第二 刑事訴訟法の一部改正

三 刑の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行に係る手続規定の整備

4

第一の二(三)若しくは(四)又は3(三)若しくは(四)の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第

三百四十九条第一項の請求は、第一の二(一)(前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は第一の二(三)(前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができないものとする。(第三百四十九条第三項関係)

### 第三 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正

#### 一 受刑者の処遇の原則の明確化

受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に加え、年齢に応じて行うものとすること。(第三十三条関係)

#### 二 拘禁刑受刑者等に対する矯正処遇に係る規定の整備

1 処遇要領は、できる限り速やかに定めるものとし、矯正処遇の目標並びに作業及び指導との内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとすること。(第八十四条第三項関係)

2 刑事施設の長は、第八十四条第二項の規定にかかるらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるとこ

るにより、矯正処遇を行うものとする。(第八十四条第五項関係)

3 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合には、作業を行わせるものとし、ただし、作業を行わせることが相当ないと認めるときは、この限りでないものと

すること。(第九十三条関係)

#### 三 被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備

1 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等(受刑者が刑事を言い渡される理由となつた犯罪により害を受けた者(以下この1において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下第三において同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び3の規定により聴取した心情等を考慮するものとし、処遇要領を変更しようとするときも、同様とするものとすること。(第八十五条第一項関係)

2 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、1の心情及び状況並びに3の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。(第八十五条第二項関係)

かれている状況及び3の規定により聴取した心情等を考慮するものとすること。(第一百三十二条第二項関係)

5 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、3の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一百三十二条第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当ないと認めるとときは、この限りでないものとすること。(第一百三十三条第四項関係)

#### 四 社会復帰支援の充実

1 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとすること。(第一百六十二条第一項関係)

(一) 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に居住することを助けること。

(二) 就業又は修学を助けること。

(三) (一)から(三)まで掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

(四) (一)から(三)まで掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 1の支援は、その効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとすること。(第一百六十二条第二項関係)

3 刑事施設の長は、1の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、三3の規定により聴取した心情等を

他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとすること。(第一百六十二条第三項関係)

#### 五 更生保護法の一部改正

4 刑事施設の長は、1の支援を行つに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとすること。(第一百六十二条第四項関係)

#### 一 刑の執行猶予制度の拡充に伴う保護観察処遇に係る規定の整備

##### 1 再保護観察付執行猶予者に関する特則

(一) 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者(以下第四において「再保護観察付執行猶予者」という。)に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならないものとすること。(第八十一条の二開

てする状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見(以下第三において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとし、ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者の関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。(第八十五条第三項関係)

4 刑事施設の長は、第一百三十二条第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置

ものとすること。 (第八十一条の三関係)

(三) 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この(三)及び(四)において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならぬものとし、ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。 (第八十一条の四第一項関係)

(四) (三)に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更すればならないものとし、ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。 (第八十一条の四第二項関係)

(五) 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための整備をするものとすること。 (第八十一条の四第三項関係)

3 一般遵守事項

一般遵守事項の内容として、保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を保持するために実行し、又は継続している行動の状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることに關してとった行動の状況、被害者等（犯罪若しくは罰則法令に触れる行為により害を被った者（以下この3において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下第四において同じ。）の被害を回復し、又は軽減するためとった行動の状況その他の行動の状況を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示することを加えるものとすること。 (第五十条第一項第一号ハ関係)

4 特別遵守事項

特別遵守事項の類型として、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受け入れるものとすること。 (第五十条第一項第二号ハ関係)

5 指導監督の方法

(一) 指導監督の方法として、保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものとする。

(二) 指導監督の方法として、保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものとする。

(一) 保護観察所の長は、(一)に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、(一)に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならないものとし、ただし、4の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しないものとすること。

(二) (第五十七条第三項関係)

ものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとることを加えるものとすること。 (第五十七条第一項第四号関係)

第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならないものとし、ただし、これに違反した場合に同法第一十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでないものとすること。 (第八十一条の四第三項関係)

(六) 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項第一号ロ中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは、「その行状を把握するため必要なもの」とするなどの所要の整備をするものとすること。 (第八十一条の五関係)

2 保護観察の実施方法

(一) 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとすること。 (第四十九条第一項関係)

(二) 保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う關係機関等（官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者をいう。以下第四において同じ。）に対し第三十条の規定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該關係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとすること。 (第四十九条第三項関係)

ものとすること。 (第八十一条の三関係)

保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この(三)及び(四)において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならぬものとし、ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。 (第八十一条の四第一項関係)

(四) (三)に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更すればならないものとし、ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。 (第八十一条の四第二項関係)

(五) 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための整備をするものとすること。 (第八十一条の四第三項関係)

(六) 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項第一号ロ中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは、「その行状を把握するため必要なもの」とするなどの所要の整備をするものとすること。 (第八十一条の五関係)

10

9

11

12

保護観察の仮解除

(一) 刑法第二十五条の二第一項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。）(二) 及び(四)において同じ。)の規定による保



由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この（七）において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該心情等を聴取するものとし、ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでないものとすること。（第六十五条第一項関係）

#### 4 更生保護に関するその他の援助

（一）保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るために必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うことができるものとする。（第八十八条の二関係）

（二）保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。（第八十八条の三関係）

#### 第五 更生保護事業法の一部改正

##### 一 更生保護事業の整理

更生保護事業とは、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業をいうものとすること。

##### （第二条第一項関係）

#### 第六 少年院法の一部改正

##### 一 被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備

1 少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等（在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により審を被った者（以下この1において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な障害がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう、以下第六において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び2の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。（第二十一条の二第一項関係）

2 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見（以下第六において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたと認められる等その改善更生に必要な保護を行う事業をいうものとする。（第二十一条の二第一項関係）

#### 第七 在院者の生活及び行動に関する意見

##### 一 宿泊型保護事業に係る規定の整備

1 宿泊型保護事業とは、第一条第一項各号に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいうものとする。（第一条第二項関係）

2 宿泊型保護事業の対象者のうち、「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者」を「直ちに訴追を必要としない」と認められ、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者に改めるものとする。（第一条第二項第七号関係）

##### 三 通所・訪問型保護事業に係る規定の整備

通所・訪問型保護事業とは、第一条第二項に規定する者を更生保護施設その他の適切な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への居住、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護を行う事業をいいうものとすること。（第二条第三項関係）

##### 四 地域連携・助成事業に係る規定の整備

地域連携・助成事業とは、次に掲げる事業をいうものとすること。（第二条第四項関係）

1 第二条第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業  
2 第二条第一項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行う事業  
3 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二条第一項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保、養成及び研修を行う事業  
4 1から3までに掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二条第一項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行ふ事業

6 少年院の長は、第四十四条第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、2の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮する

ものとすること。（第四十四条第三項関係）

第七 少年鑑別所法の一部改正

家庭裁判所等の求めによる鑑別等の拡大

- 1 少年鑑別所の長が、家庭裁判所等から鑑別を求められたときにこれを行うものとされる者のうち、「懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であつて、二十歳未満のもの」を「懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者」に改めるものとすること。（第十七条第一項第三号関係）
- 2 少年鑑別所の長が、家庭裁判所等から、更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなし適用する場合を含む。）又は刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者について鑑別を求められたときは、これを行うものとすること。（第十七条第一項第四号関係）

第八 その他  
一 その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、ただし、第一の三は公布の日から起算して二十日を経過した日から 第三の一、三及び四、第四（一、一及び六、三を除く。）、第五、第六並びに第七は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（附則第一項関係）
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによるものとする。（附則第二項関係）

ら、それぞれ施行するものとする。）（附則第一項関係）

- 一 この法律の施行に伴う所要の経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによるものとする。（附則第二項関係）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案要綱  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整理等を行ふものとする。

- 一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）
- 二 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）
- 三 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）
- 四 法人の役員処罰に関する法律（大正四年法律第十八号）
- 五 戸籍法（昭和十二年法律第二百二十四号）
- 六 国籍法（昭和二十五年法律第一百四十七号）
- 七 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十一号）
- 八 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）
- 九 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の处罚に関する法律（昭和四十三年法律第二百一一号）
- 十 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）
- 十一 民事保全法（平成元年法律第九十一号）
- 十二 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）
- 十三 公職にある者等のあせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第二百三十号）
- 十四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年法律第六十七号）
- 十五 人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）
- 十六 弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）
- 十七 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）
- 十八 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
- 十九 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）
- 二十 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）
- 二十一 國籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）
- 二十二 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）
- 二十三 私事性的な像似記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）
- 二十四 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）
- 二十五 刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）
- 二十六 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）
- 二十七 檢察序法（昭和二十二年法律第六十一号）
- 二十八 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）

二十九 暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）  
三十 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）  
三十一 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）

- 三十二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）
- 三十三 國会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）
- 三十四 裁判官彈劾法（昭和二十二年法律第三十七号）
- 三十五 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第一百一十五号）
- 三十六 檢察審査会法（昭和二十三年法律第一百三十七号）
- 三十七 少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）
- 三十八 人身保護法（昭和二十三年法律第二百九十九号）
- 三十九 人權擁護委員法（昭和二十四年法律第二百三十九号）
- 四十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
- 四十一 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）
- 四十二 司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）
- 四十三 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
- 四十四 出入國管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第二百十九号）
- 四十五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保謄條約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百三十八号）
- 四十六 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）
- 四十七 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）
- 四十八 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）
- 四十九 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）
- 五十 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）
- 五一 日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号）
- 五十二 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号）
- 五十三 売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）
- 五十四 旧国會議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）
- 五十五 企業担保法（昭和三十三年法律第二百六号）
- 五十六 航空機の強取等の处罚に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）
- 五十七 人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律（昭和四十五年法律第二百四十二号）

- 五十八 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）
- 五十九 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十一年法律第九十四号）
- 六十 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）
- 六十一 國際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）
- 六十二 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）
- 六十三 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）
- 六十四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）
- 六十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）
- 六十六 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十号）
- 六十七 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）
- 六十八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）
- 六十九 犯罪捜査のための通情傍受に関する法律（平成十一年法律第二百三十七号）
- 七十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十七号）
- 七十一 民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）
- 七十二 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二一号）
- 七十三 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）
- 七十四 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
- 七十五 國際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）
- 七十六 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）
- 七十七 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）
- 七十八 仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）
- 七十九 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）
- 八十 破産法（平成十六年法律第七十五号）
- 八十一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）
- 八十二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）
- 八十三 会社法（平成十七年法律第八十六号）
- 八十四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
- 八十五 信託法（平成十八年法律第二百八号）
- 八十六 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）
- 八十七 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する法律（平成十九年法律第三十七号）

- 百三 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）
- 百四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第二百五号）
- 百五 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）
- 百六 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第二百号）
- 百七 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）
- 百八 特定複合観光施設区域整備法（平成二十年法律第八十号）
- 百九 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）
- 百十 災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）
- 百十一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
- 百十二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）
- 百十三 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）
- 百十四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）
- 百十五 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）
- 百十六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）
- 百十七 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）
- 九十一 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）
- 九十二 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）
- 九十三 國家公務員災害補償法（昭和一十六年法律第二百九十一号）
- 九十四 國家公務員退職手当法（昭和一十八年法律第二百八十二号）
- 九十五 國家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）
- 九十六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）
- 九十七 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）
- 九十八 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第二百一一号）
- 百 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二一号）
- 百一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）
- 百二 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）

- 行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）
- 百一十七 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）
- 百一十八 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）
- 百一十九 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）
- 百二十 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）
- 百二十一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）
- 百二十二 人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）
- 百二十三 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）
- 百二十四 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）
- 百二十五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十一年法律第八十九号）
- 百二十六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十二号）
- 百二十七 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一十九号）
- 百二十八 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）
- 百二十九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七号）
- 百三十 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）
- 百三十一 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
- 百三十二 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 百三十三 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）
- 百三十四 株式会社地域活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）
- 百三十五 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
- 百三十六 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六号）
- 百三十七 國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）
- 百三十八 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一号）
- 百三十九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）
- 百四十 入札談合等闇取引行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の处罚に関する法律（平成十四年法律第一号）
- 百四十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）
- 百四十二 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）
- 百四十三 古物営業法（昭和二十四年法律第二百八号）
- 百四十四 質屋営業法（昭和二十五年法律第二百五十八号）
- 百四十五 警察法（昭和二十九年法律第二百六十一号）
- 百四十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）
- 百四十七 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）
- 百四十九 自動車安全運転センター法（昭和五十一年法律第五十七号）
- 百五十 國会議事堂等周辺地域及び外國公館等周辺地域の静粛の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）
- 百五十一 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）
- 百五十二 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）
- 百五十三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）
- 百五十四 特殊開録用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）
- 百五十五 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）
- 百五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）
- 百五十七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）
- 百五十八 國際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）

- 百五十九 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
- 百六十 整備業法（昭和四十七年法律第二百七十七号）
- 百六十一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
- 百六十二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）
- 百六十三 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
- 百六十四 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十九号）
- 百六十五 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 百六十六 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第三十七号）
- 百六十七 担保付社債信託法（昭和四十三年法律第八十六号）
- 百六十八 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）
- 百六十九 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）
- 百七十 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十一号）
- 百七十一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）

- 百七十三 金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
- 百七十四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 百七十五 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）
- 百七十六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第三百八十三号）
- 百七十七 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第三百七十七号）
- 百七十八 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第三百九十八号）
- 百七十九 信用金庫法（昭和二十六年法律第三百三十八号）
- 百八十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第三百八十七号）
- 百八十一 労働金庫法（昭和二十八年法律第一百二十七号）
- 百八十二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）
- 百八十三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
- 百八十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
- 百八十五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十一号）
- 百八十六 保険業法（平成七年法律第三百五号）
- 百八十七 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
- 百八十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第三百五号）
- 百八十九 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十一年法律第三百三十二号）
- 百九十 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）
- 百九十一 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）
- 百九十二 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）
- 百九十三 信託業法（平成十六年法律第三百五十四号）
- 百九十四 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）
- 百九十五 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十  
六号）
- 百九十六 電子記録債権法（平成十九年法律第三百三十四号）
- 百九十七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
- 百九十八 物価統制令（昭和二十一年勅令第三百十八号）
- 百九十九 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）
- 二百 生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）
- 二百一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 二百二 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）
- 二百三 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）

- 二百四 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）
- 二百五 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）
- 二百六 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）
- 二百七 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第三百二十一号）
- 二百八 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）
- 二百九 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第三百二十三号）
- 二三十 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九  
十六号）
- 二百十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号  
八号）
- 二百十三 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九  
号）
- 二百十四 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第三百十三号）
- 二百十五 福島復興再生特別指置法（平成二十四年法律第二十五号）
- 二百十六 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）
- 二百十七 恩給法（大正十二年法律第四十八号）
- 二百十八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- 二百十九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）
- 二百二十 郵便法（昭和二十二年法律第三百六十五号）
- 二百二十一 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四十四号）
- 二百二十二 消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第三百七号）
- 二百二十三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
- 二百二十四 郵便切手類模造等収締法（昭和四十七年法律第五十号）
- 二百二十五 石油バイオライン事業法（昭和四十七年法律第三百五号）
- 二百二十六 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）
- 二百二十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）
- 二百二十八 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第三百六十一号）
- 二百二十九 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外因との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第三百  
一号）
- 二百三十 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第三百一十号）

- 二百三十一 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）
- 二百三十二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）
- 二百三十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）
- 二百三十四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
- 二百三十五 統計法（平成十九年法律第五十三号）
- 二百三十六 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十一年法律第四十五号）
- 二百三十七 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）
- 二百三十八 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）
- 二百三十九 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）
- 二百四十 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）
- 二百四十一 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
- 二百四十二 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）
- 二百四十三 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）
- 二百四十四 政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四号）
- 二百四十五 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）
- 二百四十六 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）
- 二百四十七 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）
- 二百四十八 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）
- 二百四十九 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）
- 二百五十 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）
- 二百五十一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- 二百五十二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
- 二百五十三 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和一十五年法律第二百九十二号）
- 二百五十四 行政基準法（昭和二十六年法律第四号）
- 二百五十五 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）
- 二百五十六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）
- 二百五十七 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第二百八号）
- 二百五十八 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）
- 二百五十九 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）
- 二百六十 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）
- 二百六十一 政党助成法（平成六年法律第五号）
- 二百六十二 地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第一百四十七号）
- 二百六十三 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
- 二百六十四 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）
- 二百六十五 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）
- 二百六十六 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）
- 二百六十七 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）
- 二百六十八 懸覚離騒者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）
- 二百六十九 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）
- 二百七十 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）
- 二百七十一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和一十七年法律第九十三号）
- 二百七十二 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）
- 二百七十三 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第二百三十七号）
- 二百七十四 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和三十六年法律第二百六十七号）
- 二百七十五 國際人道法の重大な違反行為の处罚に関する法律（平成十六年法律第二百五十五号）
- 二百七十六 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）
- 二百七十七 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）
- 二百七十八 紙幣類似証券取締法（明治三十九年法律第五十一号）
- 二百七十九 印紙犯罪处罚法（明治四十二年法律第三十九号）
- 二百八十 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）
- 二百八十一 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
- 二百八十二 輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）
- 二百八十三 地方揮発油税法（昭和三十年法律第二百四号）
- 二百八十四 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第二百七十九号）
- 二百八十五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
- 二百八十六 挥発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）
- 二百八十七 国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）
- 二百八十八 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

二百八十九 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）

二百九十一 石油ガス税法（昭和四十年法律第三百五十六号）

二百九十二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第百四十六号）

二百九十三 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）

二百九十四 電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）

二百九十五 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）

二百九十六 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）

二百九十七 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）

二百九十八 消費税法（昭和六十三年法律第八号）

二百九十九 地価税法（平成三年法律第六十九号）

三百一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）

三百一 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第一百三十七号）

三百一十六 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第一百八十九号）

三百一十七 手書き入紙製造取締法（昭和二十二年法律第一百四十九号）

三百一十八 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）

三百一十九 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）

三百二十 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

三百二十一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十一号）

三百二十二 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

三百二十三 金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）

三百二十四 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

三百二十五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第一百二十二号）

三百二十六 とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）

三百二十七 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）

三百二十八 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百一十八号）

三百二十九 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

三百三十 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）

三百三十一 印紙税法（昭和四十二年法律第一十三号）

三百三十二 通関業法（昭和四十二年法律第一百二十二号）

三百三十三 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）

三百三十四 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）

三百三十五 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

三百三十六 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）

三百三十七 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

三百三十八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

三百三十九 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

三百四十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）

三百四十一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

三百四十二 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第二百四十四号）

- 三百四十三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）
- 三百四十四 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
- 三百四十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）
- 三百四十六 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第二百八十二号）
- 三百四十七 著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）
- 三百四十八 ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）
- 三百四十九 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）
- 三百五十 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 三百五十一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第二百五十七号）
- 三百五十二 原子力損害賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）
- 三百五十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
- 三百五十四 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）
- 三百五十五 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）
- 三百五十六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第二百六十五号）
- 三百五十七 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第二百六十六号）
- 三百五十八 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第二百六十七号）
- 三百五十九 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第二百六十八号）
- 三百六十 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第二百七十二号）
- 三百六十一 国立研究開発法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第二百七十三号）
- 三百六十二 国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第二百七十四号）
- 三百六十三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第二百七十六号）
- 三百六十四 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第二百七十八号）
- 三百六十五 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十六号）
- 三百六十六 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）
- 三百六十七 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十一年法律第二百六十九号）
- 三百六十八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第二百六十一号）
- 三百六十九 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
- 三百七十 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第二百五十五号）
- 三百七十一 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）
- 三百七十二 独立行政法人高等専門学校機構法（平成十五年法律第二百十三号）
- 三百七十三 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第二百十四号）

- 三百八十九 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一一号）
- 三百九十 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 三百九十一 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
- 三百九十二 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）
- 三百九十三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 三百九十四 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）
- 三百九十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）
- 三百九十六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
- 三百九十七 と畜場法（昭和二十八年法律第二百十四号）
- 三百九十八 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）
- 三百九十九 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十号）
- 四百 美容師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）
- 四百一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）
- 四百二 調理師法（昭和三十三年法律第二百四十七号）
- 四百三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）
- 四百四 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）
- 三百七十四 國立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第二百五十五号）
- 三百七十五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十一年法律第十八号）
- 三百七十六 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）
- 三百七十七 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第二百三号）
- 三百七十八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）
- 三百七十九 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）
- 三百八十 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 三百八十一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三百八十二 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）
- 三百八十三 赤十字の標章及び名称等の使用的制限に関する法律（昭和十一年法律第二百五十九号）
- 三百八十四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）
- 三百八十五 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）
- 三百八十六 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
- 三百八十七 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）
- 三百八十八 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

- 四百五 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）
- 四百六 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）
- 四百七 薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）
- 四百八 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）
- 四百九 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 四百十 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百一十八号）
- 四百十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 四百十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第三百三十四号）
- 四百十三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第一百三十七号）
- 四百十四 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五十五号）
- 四百十五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十五号）
- 四百十六 石炭労働年金基金法（昭和四十二年法律第一百三十五号）
- 四百十七 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
- 四百十八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）
- 四百十九 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）
- 四百二十 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）
- 四百二十一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第三百十二号）
- 四百二十二 作業環境測定法（昭和五十一年法律第二十八号）
- 四百二十三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
- 四百二十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 四百二十五 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
- 四百二十六 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十一号）
- 四百二十七 臨床工学校士法（昭和六十二年法律第六十号）
- 四百二十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 四百二十九 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）
- 四百三十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）
- 四百三十一 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）
- 四百三十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
- 四百三十三 青児休業、介護休業等青児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

- 四百五十 國立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）
- 四百五十一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第三百十二号）
- 四百五十二 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
- 四百五十三 高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第三百二十四号）
- 四百五十四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）
- 四百五十五 日本年金機構法（平成十九年法律第一百九号）
- 四百五十六 高度専門医療に関する研究等を行う國立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
- 四百五十七 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）
- 四百五十八 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）
- 四百五十九 障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 四百六十 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）
- 四百六十一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百一十六号）
- 四百六十二 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）
- 四百六十三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第一百二号）
- 四百六十四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）
- 四百三十四 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）
- 四百三十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）
- 四百三十六 議器の移植に関する法律（平成九年法律第四号）
- 四百三十七 言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）
- 四百三十八 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）
- 四百三十九 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
- 四百四十 健康増進法（平成十四年法律第三号）
- 四百四十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第一百六十五号）
- 四百四十二 独立行政法人福祉区療機構法（平成十四年法律第一百六十六号）
- 四百四十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ園法（平成十四年法律第一百六十七号）
- 四百四十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第一百六十九号）
- 四百四十五 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第一百七十一号）
- 四百四十六 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第一百九十一号）
- 四百四十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第一百九十二号）
- 四百四十八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第一百二十号）
- 四百四十九 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第一百五号）

四百六十五 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

四百六十六 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）

四百六十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）  
(令和元年法律第三十二号)

四百六十九 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

四百七十 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）

四百七十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）

四百七十二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

四百七十三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）

四百七十四 大麻取締法（昭和二十三年法律第一百二十四号）

四百七十五 興行場法（昭和二十三年法律第二百三十七号）

四百七十九 母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）

四百七十六 旅館業法（昭和二十三年法律第一百三十八号）

四百七十七 公衆浴場法（昭和二十三年法律第一百三十九号）

四百七十八 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十号）

四百七十九 母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）

四百八十一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

四百八十二 労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）

四百八十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

四百八十四 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）

四百八十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

四百八十六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）

四百八十七 肌醣剂取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

四百八十八 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）

四百八十九 麻栗及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

四百九十一 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第一百六号）

四百九十二 あん法（昭和二十九年法律第七十一号）

四百九十三 歯科技工士法（昭和三十年法律第一百六十八号）

四百九十四 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）

四百九十五 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

四百九十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）

四百九十七 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）

四百九十九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

五百一 戰傷病者特別援護法（昭和四十四年法律第八十四号）

五百一 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）

五百三 就用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）

五百四 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

五百五 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

五百六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

五百七 勞働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）

五百八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

五百九 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

五百十 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

五百十一 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）

五百十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）

五百十三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

五百十四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第二百十二号）

五百十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

五百十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

五百十七 離婚の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

五百十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

五百十九 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第二百十号）

五百二十 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

五百二十一 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）

五百二十二 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）

- 五百一十四 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）
- 五百一十五 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）
- 五百一十六 植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）
- 五百一十七 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十五号）
- 五百一十八 渔船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）
- 五百一十九 農産物検査法（昭和二十六年法律第二百四十四号）
- 五百二十 農地法（昭和二十七年法律第二百七十九号）
- 五百三十一 農地法（昭和二十六年法律第二百四十六号）
- 五百三十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
- 五百三十三 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）
- 五百三十四 農産業の安定に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号）
- 五百三十五 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）
- 五百三十六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）
- 五百三十七 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）
- 五百三十八 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）
- 五百三十九 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）
- 五百四十 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百三十三号）
- 五百四十一 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百十八号）
- 五百四十二 種苗法（平成十年法律第八十三号）
- 五百四十三 特殊的の養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）
- 五百四十四 独立行政法人畜改良センター法（平成十一年法律第二百八十五号）
- 五百四十五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第二百九十二号）
- 五百四十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第二百九十七号）
- 五百四十七 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第二百九十八号）
- 五百四十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第二百九十九号）
- 五百四十九 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）
- 五百五十 独立行政法人農林漁業信用基金融法（平成十四年法律第二百二十八号）
- 五百五十一 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）
- 五百五十二 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）
- 五百五十三 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）
- 五百五十四 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

- 五百七十一 農業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
- 五百七十二 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）
- 五百七十三 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
- 五百七十四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）
- 五百七十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）
- 五百七十六 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）
- 五百七十七 日本中央競馬会法（昭和十九年法律第二百五号）
- 五百七十八 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）
- 五百七十九 砂糖及び豆粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九十九号）
- 五百八十 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
- 五百八十一 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
- 五百八十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十一年法律第二百三号）
- 五百八十三 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）
- 五百八十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）
- 五百八十五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 五百八十六 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）

五百八十七 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）  
五百八十八 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）  
五百八十九 産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）  
五百九十一 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）  
五百九十二 純業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）  
五百九十三 信用保証協会法（昭和二十八年法律第一百九十六号）  
五百九十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）  
五百九十五 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）  
五百九十六 航空機工業振興法（昭和三十二年法律第一百五十号）  
五百九十七 特許法（昭和三十四年法律第一百一十一号）  
五百九十八 実用新案法（昭和三十四年法律第一百二十三号）  
五百九十九 意匠法（昭和三十四年法律第一百一十五号）  
六百一 商標法（昭和三十四年法律第一百二十七号）  
六百一 電気工事士法（昭和三十五年法律第一百三十九号）  
六百二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第一百四十七号）  
六百三 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第一百五十号）  
六百四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第一百七号）  
六百五 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）  
六百六 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一百八号）  
六百七 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十七号）  
六百八 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）  
六百九 振興油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）  
六百十 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）  
六百十一 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十号）  
六百十二 半導体集積回路の回路・配線に関する法律（昭和六十一年法律第四十三号）  
六百十三 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十二号）  
六百十四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）  
六百十五 計量法（平成四年法律第五十一号）  
六百十六 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）  
六百十七 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第一百一号）  
六百十八 國立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第一百三号）

六百十九 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百十七号）  
六百二十 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）  
六百二十一 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第一百四十五号）  
六百二十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）  
六百二十三 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第一百七十二号）  
六百二十四 工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）  
六百二十五 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第一百四十三号）  
六百二十六 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）  
六百二十七 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）  
六百二十八 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）  
六百二十九 株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）  
六百三十 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）  
六百三十一 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十一号）  
六百三十二 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）  
六百三十三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）  
六百三十四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）  
六百三十五 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）  
六百三十六 商品先物取引法（昭和二十五年法律第一百三十九号）  
六百三十七 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）  
六百三十八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）  
六百三十九 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）  
六百四十 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）  
六百四十一 商工会議所法（昭和二十八年法律第一百四十三号）  
六百四十二 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）  
六百四十三 工業用水法（昭和三十一年法律第一百四十六号）  
六百四十四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）  
六百四十五 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）  
六百四十六 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）  
六百四十七 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第一百八十五号）  
六百四十八 水洗炭素に関する法律（昭和三十三年法律第一百三十四号）  
六百四十九 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）

- 六百五十五 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
- 六百五十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）
- 六百五十二 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）
- 六百五十三 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）
- 六百五十四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第一百四十一号）
- 六百五十五 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）
- 六百五十六 電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）
- 六百五十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）
- 六百五十八 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）
- 六百五十九 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
- 六百六十 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）
- 六百六十一 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）
- 六百六十二 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第一百二十二号）
- 六百六十三 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）
- 六百六十四 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）
- 六百六十五 商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
- 六百六十六 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）
- 六百六十七 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百十六号）
- 六百六十八 アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）
- 六百六十九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
- 六百七十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
- 六百七十一 日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）
- 六百七十二 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
- 六百七十三 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
- 六百七十四 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）
- 六百七十五 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）
- 六百七十六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）
- 六百七十七 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）
- 六百七十八 公水面埋立法（大正十年法律第五十七号）
- 六百七十九 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
- 六百八十 港則法（昭和二十三年法律第一百七十四号）

- 六百九十七 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）
- 六百九十八 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）
- 六百九十九 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
- 七百一 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一百三十一号）
- 七百一 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）
- 七百二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）
- 七百三 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十一年法律第九十五号）
- 七百四 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
- 七百五 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）
- 七百六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）
- 七百七 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）
- 七百八 地方拠点都市地域の整備及び産業施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）
- 七百九 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）
- 七百十 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）
- 七百十一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第一百二十六号）

- 七百十二 國立研究開發法人事木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
- 七百十三 國立研究開發法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
- 七百十四 國立研究開發法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）
- 七百十五 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）
- 七百十六 独立行政法人航空大學校法（平成十一年法律第二百十五号）
- 七百十七 独立行政法人自動車技術綜合機構法（平成十一年法律第二百十八号）
- 七百十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
- 七百十九 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）
- 七百二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）
- 七百二十一 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）
- 七百二十二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）
- 七百二十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第一百八十号）
- 七百二十四 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第一百八十三号）
- 七百二十五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）
- 七百二十六 景観法（平成十六年法律第二百十号）
- 七百二十七 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）
- 七百二十八 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十一号）
- 七百二十九 モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）
- 七百三十 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）
- 七百三十一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）
- 七百三十二 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）
- 七百三十三 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）
- 七百三十四 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）
- 七百三十五 國際連合安全保険理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十一年法律第四十三号）
- 七百三十六 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第二百四十九号）
- 七百三十七 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十二年法律第二百三十三号）
- 七百三十八 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）
- 七百三十九 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）
- 七百四十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）

- 七百四十一 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）
- 七百四十二 鉄道營業法（明治三十三年法律第六十五号）
- 七百四十三 航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）
- 七百四十四 船員法（昭和二十二年法律第二百号）
- 七百四十五 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）
- 七百四十六 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）
- 七百四十七 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）
- 七百四十八 水先法（昭和二十四年法律第二百十号）
- 七百四十九 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）
- 七百五十 測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）
- 七百五十一 通航案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）
- 七百五十二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- 七百五十三 建築士法（昭和二十五年法律第二百一号）
- 七百五十四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
- 七百五十五 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）
- 七百五十六 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十二号）
- 七百五十七 道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）
- 七百五十八 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）
- 七百五十九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
- 七百六十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
- 七百六十一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）
- 七百六十二 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）
- 七百六十三 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十四号）
- 七百六十四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）
- 七百六十五 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
- 七百六十六 臨時船建造調整法（昭和二十八年法律第二百四十九号）
- 七百六十七 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）
- 七百六十八 土地区画整理法（昭和二九年法律第二百十九号）
- 七百六十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）
- 七百七十 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）
- 七百七十一 海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）
- 七百七十二 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）

- 七百七十三 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）
- 七百七十四 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）
- 七百七十五 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）
- 七百七十六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）
- 七百七十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第一百一十六号）
- 七百七十八 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十一号）
- 七百七十九 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第一百十一号）
- 七百八十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第一百四十五号）
- 七百八十一 河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）
- 七百八十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）
- 七百八十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）
- 七百八十四 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）
- 七百八十五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
- 七百八十六 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
- 七百八十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
- 八百一十一 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第一百八十八号）
- 八百一十二 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）
- 八百一十三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）
- 八百一十四 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）
- 八百一十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十一号）
- 八百一十六 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）
- 八百一十七 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）
- 八百一十八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）
- 八百一十九 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）
- 八百二十 船舶の再資源化体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）
- 八百二十一 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）
- 八百二十二 温泉法（昭和二十三年法律第一百一十五号）
- 八百二十三 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）
- 八百二十四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）
- 八百二十五 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）
- 八百二十六 駆音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- 八百二十七 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- 八百二十八 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
- 八百二十九 潮戸内海環境保全特別措置法（昭和四八年法律第一百十号）
- 八百三十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
- 八百三十一 净化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）
- 八百三十二 湖沼水質保全特別措置法（昭和五九年法律第六十一号）
- 八百三十三 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）
- 八百一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）
- 八百二 貨物利用便送事業法（昭和六十一年法律第九十二号）
- 八百三 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）

- 八百四 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
- 八百五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）
- 八百六 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）
- 八百七 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）
- 八百八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第一百四十九号）
- 八百九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）
- 八百十 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第一百八十一号）
- 八百十一 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第一百八十八号）
- 八百十二 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）
- 八百十三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）
- 八百十四 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）
- 八百十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十一号）
- 八百十六 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）
- 八百十七 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）
- 八百十八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）
- 八百十九 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）
- 八百二十 船舶の再資源化体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）
- 八百二十一 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）
- 八百二十二 温泉法（昭和二十三年法律第一百一十五号）
- 八百二十三 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）
- 八百二十四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）
- 八百二十五 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）
- 八百二十六 駆音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- 八百二十七 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- 八百二十八 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
- 八百二十九 潮戸内海環境保全特別措置法（昭和四八年法律第一百十号）
- 八百三十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
- 八百三十一 净化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）
- 八百三十二 湖沼水質保全特別措置法（昭和五九年法律第六十一号）
- 八百三十三 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）
- 八百一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）
- 八百二 貨物利用便送事業法（昭和六十一年法律第九十二号）
- 八百三 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）

- 八百三十五 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）
- 八百三十六 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）
- 八百三十七 国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第一百十六号）
- 八百三十八 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）
- 八百三十九 ポリ塗化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）
- 八百四十 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
- 八百四十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
- 八百四十二 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）
- 八百四十三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）
- 八百四十四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）
- 八百四十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）
- 八百四十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十八年法律第四号）
- 八百四十七 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第七十号）
- 八百四十八 水俣病被患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）
- 八百四十九 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された
- 放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）
- 八百五十 ブラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）
- 八百五十一 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第一百号）
- 八百五十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 八百五十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）
- 八百五十四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）
- 八百五十五 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四八年法律第二百五号）
- 八百五十六 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四八年法律第二百十一号）
- 八百五十七 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）
- 八百五十八 特定有効廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第二百八号）
- 八百五十九 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）
- 八百六十 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律（平成十九年法律第三十八号）
- 八百六十一 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）
- 八百六十二 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第一百六十六号）
- 八百六十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）
- 八百六十四 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）
- 八百六十五 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）
- 八百六十六 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第二百七十七号）